

●規程改正の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について																						
内 容	1 山梨県立病院機構が徴収する料金について所要の改正を行う。 (金額はいずれも税込 2, 3においても同じ) (1)個室代金について(第2条第3項関係:別表1-1) 光熱費等の価格高騰により病院運営の費用が増大していることによる改正 <table border="0"> <tr> <td>ア A室使用料</td><td>22,000円→29,000円</td></tr> <tr> <td>イ B室使用料</td><td>7,200円→9,600円</td></tr> <tr> <td>ウ C室使用料</td><td>6,600円→8,800円</td></tr> <tr> <td>エ D室使用料</td><td>1,975円→2,600円</td></tr> </table> (2)診断書代金について(第2条関係第3項関係:別表1-4) 診断書の作成を行う医師並びに医師事務作業補助者の人件費が上昇していることによる改正 <table border="0"> <tr> <td>ア 普通診断書</td><td>2,200円→3,100円</td></tr> <tr> <td>イ 死亡診断書・死体検案書</td><td>2,200円→3,100円</td></tr> <tr> <td>ウ 恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書</td><td>4,400円→6,200円</td></tr> <tr> <td>エ 証明書(診療報酬明細証明書は除く)</td><td>2,200円→3,100円</td></tr> <tr> <td>オ 診療報酬明細証明書</td><td>4,400円→6,200円</td></tr> </table> 2 山梨県立中央病院において徴収する料金を設定する。 (第2条第3項関係:中央病院別表1-②) (1)新生児内科「かぞくのこころサポート外来」の新設 かぞくのこころサポート外来 初 回 5,500円 2回目以降 3,300円 3 山梨県立北病院において徴収する料金を設定する。 (第2条第3項関係:北病院別表1-③) (1)心理面接同日に行われる医師の診察に対する特別な予約枠の新設と、その特別な料金の設定 予約料 5,500円(税込) (2)診断書の作成を行う医師並びに医師事務作業補助者の人件費が上昇していることによる診断書代金の改正 <table border="0"> <tr> <td>ア 通院医療費公費負担(自立支援)診断書</td><td>2,310円→2,700円</td></tr> <tr> <td>イ 精神障害者保健福祉手帳診断書</td><td>3,740円→4,400円</td></tr> </table>	ア A室使用料	22,000円→29,000円	イ B室使用料	7,200円→9,600円	ウ C室使用料	6,600円→8,800円	エ D室使用料	1,975円→2,600円	ア 普通診断書	2,200円→3,100円	イ 死亡診断書・死体検案書	2,200円→3,100円	ウ 恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書	4,400円→6,200円	エ 証明書(診療報酬明細証明書は除く)	2,200円→3,100円	オ 診療報酬明細証明書	4,400円→6,200円	ア 通院医療費公費負担(自立支援)診断書	2,310円→2,700円	イ 精神障害者保健福祉手帳診断書	3,740円→4,400円
ア A室使用料	22,000円→29,000円																						
イ B室使用料	7,200円→9,600円																						
ウ C室使用料	6,600円→8,800円																						
エ D室使用料	1,975円→2,600円																						
ア 普通診断書	2,200円→3,100円																						
イ 死亡診断書・死体検案書	2,200円→3,100円																						
ウ 恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書	4,400円→6,200円																						
エ 証明書(診療報酬明細証明書は除く)	2,200円→3,100円																						
オ 診療報酬明細証明書	4,400円→6,200円																						
ア 通院医療費公費負担(自立支援)診断書	2,310円→2,700円																						
イ 精神障害者保健福祉手帳診断書	3,740円→4,400円																						
施行期日	1の(1)、(2)及び3の(2)は、令和7年10月1日から施行する。 2の(1)及び3の(1)は、令和7年7月1日から施行する。																						

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条関係:別表1)

新					旧				
種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考	種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考
1 特別室使用料					1 特別室使用料				
アA室使用料	1日	29,000 円		消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下、「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあつては、26,600円	アA室使用料	1日	22,000 円		消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下、「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあつては、20,000円
イB室使用料	1日	— 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、9,600円	イB室使用料	1日	— 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、7,200円
ウC室使用料	1日	8,800 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、8,000円	ウC室使用料	1日	6,600 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、6,000円
エD室使用料	1日	2,600 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、2,400円	エD室使用料	1日	1,975 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、1,800円
2 分べん介助料	1件	140,000 円		①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額	2 分べん介助料	1件	140,000 円		①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額
3 死体検案料	1件	3,850 円			3 死体検案料	1件	3,850 円		使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり
4 文書料	1通	3,100 円			4 文書料	1通	2,200 円		
ア普通診断書	1通	3,100 円			ア普通診断書	1通	2,200 円		
イ死亡診断書・死体検案書	1通	3,100 円			イ死亡診断書・死体検案書	1通	2,200 円		
恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書	1通	6,200 円			恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書	1通	4,400 円		
エ証明書(診療報酬明細証明書を除く。)	1通	3,100 円			エ証明書(診療報酬明細証明書を除く。)	1通	2,200 円		
オ診療報酬明細証明書	1通	6,200 円			オ診療報酬明細証明書	1通	4,400 円		
5 産科医療補償制度負担金	1件	12,000 円		多胎分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、12,000円を加算した額	5 産科医療補償制度負担金	1件	12,000 円		多胎分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、12,000円を加算した額
6 画像データの提供	—			診療報酬上における同等の保険点数を参考とし、理事長が定める。媒体については、購入価とする。	6 画像データの提供	—			診療報酬上における同等の保険点数を参考とし、理事長が定める。媒体については、購入価とする。
7 その他				別表1ー②及び理事長が定める額及び納期限	7 その他				別表1ー②及び理事長が定める額及び納期限

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1-②)

新				旧			
(別表1-②)				(別表1-②)			
区分	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限	区分	単位	料金(税込)又は算定方法	納期限
周産期関連遺伝学的検査	非侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)		使用料及び手数料規程第3条第1項のおり	非侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)	-		使用料及び手数料規程第3条第1項のおり
	マイクロアレイ検査	他病院単価等を参考とし、理事長が定める。		マイクロアレイ検査	-	他病院単価等を参考とし、理事長が定める。	
	マイクロアレイ検査(簡易染色体検査付)			マイクロアレイ検査(簡易染色体検査付)	-		
遺伝カウンセリング	初回	5,500円		初回	1回	5,500円	
	2回目以降	3,300円		2回目以降	1回	3,300円	
かぞのころサポート外来	初回	5,500円					
	2回目以降	3,300円					

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1－③北病院(第2条関係)新旧対照表

新					旧				
交通費					交通費				
(略)					(略)				
品名	単 位	現行	備考		品名	単 位	現行	備考	
診察券再発行料	枚	300			診察券再発行料	枚	300		
書類のコピー代	枚	10	用紙一枚につき(カラー コピーは40円)		書類のコピー代	枚	10	用紙一枚につき(カラー コピーは40円)	
文書料					文書料				
通院医療費公費負担(自立支援)診断書	枚	2,700			通院医療費公費負担(自立支援)診断書	枚	2,310		
精神障害者保健福祉手帳診断書	枚	4,400			精神障害者保健福祉手帳診断書	枚	3,740		
鉄砲所持許可申請書用診断書	枚	30,550			鉄砲所持許可申請書用診断書	枚	30,550		
公安委員会提出用臨時適性検査書	枚	36,650			公安委員会提出用臨時適性検査書	枚	36,650		
付添い者寝具代	日	170			付添い者寝具代	日	170		
インフルエンザ予防接種料	回	問診料(初診料)+注 射料+ワクチン代 +消費税			インフルエンザ予防接種料	回	問診料(初診料)+注 射料+ワクチン代 +消費税		
面談料	回	5,500			面談料	回	5,500		
予約料	回	5,500							
その他物品		購入価格とする。			その他物品		購入価格とする。		